

徳島県ケースワーク支援A I システム導入事業委託業務 企画提案募集要領

1 目的

長期化する物価高騰などの影響により、生活保護受給者を取り巻く環境は、より厳しい状況になっており、相談内容においても複雑化、困難化している状況を踏まえ、「ケースワーク支援A I システム」を新たに導入し、個別事案に応じた根拠法令や過去の対応事例などを即座に検索・提示することで、職員の業務負担の軽減とともに、迅速な相談への対応体制を構築する。

2 業務概要

(1) 業務名

徳島県ケースワーク支援A I システム導入事業

(2) 業務内容

別紙「『徳島県ケースワーク支援A I システム導入事業』委託業務仕様書（別添1）」（以下「業務仕様書（別添1）」という。）のとおりとする。

(3) 委託料上限額

金1,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 参加資格要件

本業務の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び第3条に基づく暴力団及び暴力団員が実質的に経営を行っている業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を

- 受け、資格を有すると認められた者であること。
- (6) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (7) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者であること。

4 プロポーザルの手続き等に関する事項

(1) 質問書の提出

- ア 提出書類 質問書
- イ 提出期限 令和5年10月27日（金）午後5時まで
- ウ 提出方法 電子メールにて送付すること。
- エ 回答方法 電子メールにて回答する。
回答は、参加表明をした全ての者に対して行う。

(2) 参加表明書等の提出

- ア 提出書類 参加表明書（様式1号）
会社概要（任意様式）
- イ 提出期限 令和5年11月2日（木）午後5時まで（必着）
- ウ 提出方法 事前に担当課へ連絡の上、持参又は郵送（簡易書留に限る）にて提出すること。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出書類
企画提案書は、下表の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案者は8部（正本1部、副本7部）提出すること。規格はA4版縦とする。（A3版用紙の折り込みは不可）。ページ番号を振ること。なお、企画提案書は、できるだけ平易な表現で（専門用語を使用する際には、注釈をつけること。）わかりやすく具体的に説明すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社概要・実績	①会社概要、経営状況 ②提案内容と同様又は類似した主な業務実績
2	データ管理	①初期導入できるQAの対応分野 ②QAデータの追加・編集制限 ③言葉のゆらぎ、同義語等への対応 ④利用ログのデータ及び統計レポート

		⑤県職員の負担軽減に寄与する機能や工夫
3	システム機能	①基本機能（別添仕様書のとおり） ②適切な回答に寄与する機能や工夫 ③操作性、レイアウト ④正答率向上や法改正に対応する機能や工夫 （定期バージョンアップによるアップデート等）
4	運用・保守	運用・保守の内容（ヘルプデスク、障害発生時の対応、バックアップ、保守の範囲・体制等）
5	セキュリティ	①データセンターやサーバ等の詳細 ②セキュリティ対策の内容
6	積算根拠	①本業務一式にかかる見積書・内訳書

イ 提出方法

事前にウの担当課へ連絡の上、持参又は郵送（書留に限る。）すること。

ウ 担当課及び提出場所

徳島県保健福祉部国保・地域共生課（保護・自立支援担当）

所在地 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

電話 088-621-2166（直通）

ファクシミリ 088-621-2913

E-mail kokuhochiikikyouseika@pref.tokushima.jp

エ 提出期限

令和5年11月9日（木）午後5時まで【必着】

5 企画提案の審査に関する事項

(1) 受託者の選定方法

選定委員会において審査を行い、受託者の選定を行う。

選定委員会は、企画提案書の提出者が1者の場合は書面審査、2者以上の場合は、プレゼンテーション方式（企画提案書の提出者はプレゼンテーションにより内容説明を行い、選定委員からの質疑に回答する。）により行うものとする。

プレゼンテーション方式により選定委員会を実施する場合の日時及び場所は、企画提案書の提出者に別途通知する。

(2) 主な審査項目

企画提案の審査は、企画提案審査基準（別添2）に基づく評価により行う。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知する。

6 契約に関する事項

県は、選定委員会において選定された受託者と改めて業務仕様書を作成した上で、契約の相手方から事業計画書及び見積書を徴し、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に定める随意契約の手続きにより契約を締結する。

県は、契約の相手方が提出した企画提案書を基に業務仕様書を作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

7 企画提案書の作成上の留意事項

(1) 企画提案書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の差替え及び撤回は認めない。また、提出された書類は返還しない。

(2) 虚偽の記載をした企画提案書は、無効とする。

(3) 委託料上限額を超える企画提案書は、無効とする。

(4) 参加要件を満たさない者又は受託者を選定するまでの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。

(5) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(6) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

(7) 企画提案募集に関する質問は、令和5年11月7日（火）午後5時までに、担当課にE-mail又はファクシミリにより提出することとし、担当課に着信したことを電話確認すること。

回答については、質問事項を提出した者及び他の全ての企画提案参加者にE-mail又はファクシミリにて、その都度行う。

(8) 本事業の概要、企画提案書の作成等については、本要領のほか、業務仕様書（別添1）、企画提案審査基準（別添2）を参照すること。